

第1回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成19年8月9日（木）午前9時30分～11時30分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、市長、事務局職員4名
- 4 議事内容（概要要旨）

1 開 会

(1) 委員委嘱

- 平成19年度第1回パブリック・コメント審議会の開会に当たり、8名の委員に市長より委嘱辞令を交付。

(2) 委員紹介

- 事務局より委員8名を紹介

2 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の選出について

- 議題1の「会長の選出」ですが、パブリック・コメント審議会規則第4条に、会長は委員の互選により定めることとなっています。会長の選出につきまして、皆様にお関りをさせていただきたいと思えます。

（委員「事務局一任」と呼ぶ）

- 事務局としましては、知識経験者で、先の委嘱期間に会長をお願いしておりました中川委員に再度お願いすることを提案したいと思えます。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 異議なしということですので、中川委員に会長をお願いすることについて承認いただきましたので、よろしくお願ひいたします。
- 続きまして会長には、会長の職務代理者を選んでいただきたいと思います。選任につきましては、パブリック・コメント審議会規則第4条第3項に、会長があらかじめ指名するという規定があります。よろしくお願ひします。
- それでは、前回のときにも支えていただきました寺田委員に会長職務代理者を引き続きお願ひしたいと思えますが、御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 異議なしということですので、寺田委員よろしくお願ひいたします。

(2) 審議会の傍聴及び審議概要の公表について

- 議題2の「審議会の傍聴及び審議概要の公表について」を資料に基づき、事務局より説明。

- 審議会の傍聴及び審議概要の公表についての内容につきまして、皆様にお諮りして、内容に異議がなければ、引き続きこの規定を適用させていただきたいと思えます。
- ただいまの事務局からの説明について、何か質問等ありますか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- それでは、異議がなければ、パブリック・コメント審議会の会議の公開等に関する要領については、これまでどおり適用させていただくということにさせていただきます。

(3) 平成18年度パブリック・コメント手続の実施状況及び運営状況の評価について
諮問

- それでは、議題3の「平成18年度パブリック・コメント手続の実施状況及び運営状況の評価について諮問」を議題とさせていただきます。
(阪上市長から中川会長に18年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価についての諮問書を手渡す。)
- 諮問がありました『平成18年度パブリック・コメント手続の実施状況及び運用状況の評価』について、これから審議していく訳ですが、新しく3名の委員が今回から加わっておられますので、本日は、『パブリック・コメント条例の内容や本審議会の担当事務、そして、平成17年度に実施したパブリック・コメントの運用状況の評価を本年3月に市長に答申しました内容』について、ご理解をいただき、次回から評価に向けた具体的な審議に入りたいと考えています。
それでは、事務局から順次、パブリック・コメント制度について説明をお願いします。
- 宝塚市パブリック・コメント条例及び審議会の担当事務について、「宝塚市市民パブリック・コメント条例の解釈と運用」等の資料に基づき説明した。
- パブリック・コメント条例の第11条に苦情があった場合、審議会に申し出ることができるとなっておりますが、この苦情というのは書きにくいものだと思います。それが何の様式もないとなると一般の人は、広聴相談課に申し入れができるとは思っていないと思うのです。そういう意味で、もし市民から今後いろいろな苦情が出てくることを考えれば、そういう様式を用意して、窓口に着用される必要があるのではないかと考えます。
- 苦情という形での案件は、まだいただけていません。
- 出しようがなかったのではないかと思います。
- 手続で、期間が短いとか、設置場所が少ないとか、具体的に時期を逸している

というような形での苦情はいただいていません。また計画内容についてどうかという話はあると思いますが、出された意見について、何ら回答もなく反故にされているというような苦情はいただいていません。

- パブリック・コメントの計画案を必置場所等に設置するときに、この手続に対して苦情があれば担当課、または広聴相談課に苦情の申し出ができることを記載するなどしていきたいと考えています。

③ 平成17年度パブリック・コメント手続の実施状況及び運用状況の評価に係る答申について

- 「平成17年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について答申」の答申書を基に事務局より説明。
- この答申を各部の総務課長が集まる会議に報告をしまして、19年度に実施するパブリック・コメントについては、条例の解釈と運用だけではなく、パブリック・コメント審議会答申を十分配慮しながらパブリック・コメント手続を行っていくように説明をしているところです。

④ 平成18年度パブリック・コメント手続の実施状況について

- 平成18年度パブリック・コメントの実施状況一覧表に基づき事務局より説明

3 その他

(1) 平成19年度パブリック・コメント手続実施予定案件について

- 平成19年度パブリック・コメント手続実施予定案件一覧表に基づき事務局より説明。
- 将来的にはエフエム宝塚やジェイコム等の公共番組を使ってパブリック・コメントの内容をPRする必要があるのではないかと思います。
- 今後、エフエム宝塚、JCOM等の公共番組で、このパブリック・コメントをやっていますということの情報提供を、まず市の担当課を通じて依頼をしていきたいと思います。
- 今、市民に一番密着している自治会やまちづくり協議会の幹部の人がパブリック・コメント条例をよく知らないということも事実だと思います。ですから自治会やまちづくり協議会の幹部の人が出席する会議でパブリック・コメント条例について周知徹底する必要があると思います。
- 広報等でパブリック・コメントに関する情報をたくさん出していくなど、少しずつでも地についた努力を行うことにより、市民意識を高めていく必要があると思います。そうすることにより初めて市民の意識も変わってくるのではないかと思います。

- 子ども条例には、1,000人以上の意見が出ていますが、よく意見が出るような工夫をされているのですか。
- 小学校の5年生、中学校の2年生に学校を通じて、積極的にこちらから情報発信を行い子ども条例についての意見を求めた結果、子どもたちの反応を得ることができたと考えています。
- 子ども用の公表案をわかりやすく平仮名で、漢字に仮名を打って、わかりやすく書いてある、そういった工夫をすると相当反応があるようです。

(2) 平成19年度審議会の審議スケジュールについて

- 年4回ぐらいを例年やっていますので、今年度も4回程度はお願いしたいと思っています。

第2回をできたら10月上旬ぐらいに開いていただき、3回目は11月下旬、4回目は1月上旬ぐらいに考えています。それぞれ、運用状況についての評価を行い、まとめて答申をしていただく。その後、本条例の運用等の問題点について、審議を賜りたいというふうに思っているところです。

第2回パブリック・コメント審議会の日程については、10月1日午後1時30分からお願いいたします。

(3) その他

- 審議会より答申した内容を受けて、実施部門でどのように運営されているのか、大事なものは、答申の中に評価指標というのがあるが、これで運用されているのか、さらにそれぞれの実施部門で、これに何がしかつけ加えてやっているのか、その辺のところを次回ぐらいに話が聞ければと思っています。
- 市長さんはいろんなところで市民と協働で、まちづくりを進めていきたいと言われていますが、実際のところは市民との情報共有が、まだまだできていないのが実情であると思っています。今後、市民がパブリック・コメントで意見を出すことにより、協働のまちづくりが進展すれば良いと考えています。
- 市議会の審議の中で、パブリック・コメントについての質問や意見が出されているのかといったところが興味のあるところです。
- 市議会の議員さんからは、パブリック・コメントで出された市民からの意見を、条例とか計画等にどう反映したのかという質問はあります。また、パブリック・コメントだけでなく、それ以外にも関係者や関係団体からどのように意見を聞いたのか。そういうことはいろんな場面で議会からまず出てくる御意見です。
- 金銭徴収の賦課徴収に関する案件についてですが、パブリック・コメントの対象にする必要があるのではないかと考えています。市民の代表機関である議会で可決されて条例が成立する。だからその前の段階で、市民に意見を聞くという、

手だてをとってもいいのではないのかと思うのです。

例えば、「保育料の値上げについて」をパブリック・コメントにかけた場合、大体基本的には保護者等は下げたい、しかしその他の一般市民は理由があれば、それでいいのではないかと、そういう意見が闘わされる。そういう中で、市は値上げをしてもいいと、こういうような理由で上げるのですということの説明を行っていくことが、このパブリック・コメントの意義であると思っています。

- 料金の設定等については、地方自治法上に直接請求の対象外になっているわけです。なので、このパブリック・コメントの対象にする必要もないという論議は正しいのかということです。むしろ、そのことの方が市民はパブリック・コメントをしたいことと違うのかと。このことについてやっぱり論理的に、審議会としても、この条例を改正する、あるいは発展させる責任がありますので、この議論をしっかりとしていく必要があるのではないかと考えます。
 - 金銭の賦課徴収に関する案件や、これまでパブリック・コメントの対象として扱われている条例について、審議会として論理的に今後、議論していく必要があるということですね。
 - 第2回、第3回で議論を積み重ねて参りますので、よろしくお願いします。
- ※ 次回の審議会開催は、平成19年10月1日（月）午後1時30分～

以上